

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院

中 期 目 標

(案)

平成27年9月

旭 市

前 文

総合病院国保旭中央病院（以下「旭中央病院」という。）は、千葉県北東部及び茨城県鹿行地区を主な診療圏とし、市民病院としての役割を発揮しつつ高度急性期医療を提供し、中核的な基幹病院として地域住民の健康を支えてきた。

しかしながら、地方の医師・看護師不足の深刻化や急速な医療制度の改革等、自治体病院を取り巻く社会環境の変化は厳しさを増しており、旭中央病院においても救急医療をはじめとした全般的な診療機能の低下維持や、近隣医療機関との地域医療連携機能の構築が困難となっていたため、市において総合病院国保旭中央病院検討委員会を組織し、様々な検討を行った。

その結果、旭中央病院の経営形態については「職員の意識の変化を促し、より一層の柔軟・迅速な経営を可能とするため、移行費用、職員の身分等について検討を進め地方独立行政法人へと移行すべきである。」との報告がなされ、様々な面から検討を重ねた結果、**介護・福祉事業等も含め**、旭中央病院を地方独立行政法人へと移行することとした。

団塊の世代の全体が75歳以上となる2025年を見据え、医療提供体制の再構築や地域包括ケアシステムの構築が進められるなど、社会環境はこれからも目まぐるしく変化していくことと思われる。

救急から急性期、回復期、在宅、終末期ケアまでの医療や介護を切れ目のない形で提供することが求められる中、旭中央病院の役割を明確にしながら地域の医療機関、**医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等**と連携して地域医療を支えていくため、迅速な意思決定により自律的かつ弾力的な経営を行う基本的な経営方針としての中期目標を定めるものとする。

今後、旭中央病院がこの中期目標に基づき、地方独立行政法人としての強みを最大限に発揮しながら、経営基盤の更なる向上と、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与できることを期待するものである。

第 1 中期目標の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

第 2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

旭中央病院は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉を提供するとともに、医療の質の向上を図るため医療従事者の育成に努め、地域の医療機関と連携して、市民をはじめとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与すること。

1 診療機能の充実

(1) 救急医療体制の充実・強化

地域医療に貢献するため、夜間・休日の医療体制の充実に努めるとともに、365 日 24 時間体制の充実・強化を図ること。また、救急搬送の受入れをスムーズに行えるよう、消防などとの連携の強化を図ること。

(2) ~~高度急性期医療~~高度医療の確保と充実

~~地域の~~高度急性期患者の~~を~~受入体制を~~確保する~~地域の~~中核的な基幹病院~~として、高度な医療~~水準の~~を確保と体制の~~し更なる~~充実に~~努め~~を図ること。

~~(3) 高度医療の充実~~

~~地域の中核的な基幹病院として、その役割に応じた高度医療の充実に図り、必要な医療機器を計画的に更新・整備すること。~~

~~(4)~~(3) 5 疾病に対する医療水準の向上

5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）に対する医療水準の向上を図ること。特にがんに関しては地域がん診療連携拠点病院として、地域全体のがん医療の中でその役割をはたすとともに、地域住民に対してがんに関する情報を提供し、その普及・啓発に努めること。

~~(5)~~(4) 災害時医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び感染症医療等の取り組み

香取海匝医療圏の中核的な基幹病院として、災害時医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）及び感染症医療等の提供に努めること。

(5) 高齢者医療の取り組み

行政、地域の医療機関や福祉関係者と連携し、認知症対策等の高齢者医療に

取り組むこと。

~~(9)~~(6) 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

市民をはじめとする地域住民が求める安心・安全な医療を提供するため、医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底を図ること。

~~(9)~~(7) 患者中心の医療

患者が自ら受ける医療の内容等に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底する~~こと。~~とともに、患者申出療養等柔軟に対応すること。

~~(7)~~(8) 医療スタッフの確保と育成

ア 医師の人材確保と育成

旭中央病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、初期臨床研修医及び後期研修医を育成すること。

イ 看護師及び医療技術職員の人材確保~~と育成~~

関係教育機関との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術者の確保に努めること。

ウ 育児支援等による職場環境の整備

女性の医師、看護師等の育児と業務の両立を支援し、安心して働ける環境を整備すること。

エ 医療技術及び専門性の向上

医師、看護師、薬剤師、放射線技師、検査技師等の研修等を充実し、医療技術及び専門性の向上を図ること。

~~(6)~~(9) 看護師の養成と看護教員の確保

保健・医療・福祉等の総合的な能力を持つ看護師を養成し、そのような教育を行う看護教員を確保すること。

(10) 法令及び行動規範の遵守

市の医療機関としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

(11) 地域連携

地域包括ケアシステムの構築を視野に、地域の医療資源を有効に活用し、地

域全体で切れ目のない医療を提供するため、行政、地域の医療機関、**医師会、
歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会**、介護・福祉施設等との連携を推進していくこと。

2 患者**等**のサービスの向上

患者が満足し**地域住民に選ばれる**~~する~~病院であり続けるため、患者サービスの向上の観点から**を図り、特に診療待ち時間等の改善や、地域住民に選ばれる**接遇の向上に努めること。**とともに、介護、福祉施設利用者等のサービスの向上を図ること。**

3 市の医療施策推進における役割の発揮

(1) 市の保健・福祉行政との連携

市民の健康の維持及び増進を図るため、市の機関や地域の医療機関と連携すること。

(2) 災害時における医療協力

災害時には、地域災害拠点病院としての役割を果たすとともに、市と連携して医療救護活動を行うこと。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

医療に関する専門分野の知識を活かした医療情報の提供、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

(4) 介護・福祉の提供と連携

地域の介護・福祉施設との連携を強化し、介護福祉サービスの提供を市と連携しながら行って行くこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、運営管理体制を確立し、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 法人としての運営管理体制の確立

(1) **運営管理体制の確立**

旭中央病院の運営が的確に行えるよう、中期計画及び年度計画が着実に達成

できる運営管理体制を確立すること。

(2) 情報管理体制の徹底

マイナンバー制度等に対応し、常に情報セキュリティに留意して個人情報の保護を徹底すること。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 効率的な業務執行体制の~~見直し~~構築

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応し、医師等の配置を弾力的に行うことや、多様な専門職の活用を図ることにより、効果的な医療を提供すること。

(2) 職員の職務能力の向上

医療スタッフ及び福祉スタッフ職務能力の高度化及び専門化を図るとともに、事務スタッフについては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織として経営の専門性を高めること。

(3) 職員の就労環境の整備

職員が働きやすい職場で仕事にやりがいをもてるよう配慮するとともに、日常業務の質の向上を図り、~~働けるように~~就労環境を整備すること。

(4) 人事評価制度の充実

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した処遇を行うため、人事評価制度の充実を図ること。

(5) 予算執行の弾力化等

中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努め費用の節減等を図ること。

(6) 収入の確保

診療報酬改定等の変化に対応する為、的確に分析や検討を行い、施策を実行し収益を確保すること。

(7) 費用の節減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、薬品費、診療材料費及びその他経費を含めた費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項を実行し、旭中央病院の公的使命を果たしつつ、経営基盤を更に安定向上させるため「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営実行すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の意識改革

~~地方独立行政法人に移行するにともなって、~~中期目標を十分に達成できるよう、経営への参画意識を高めるなど、職員の意識改革を図る手段を講じること。

2 情報の適切な提供

病院広報紙、ホームページ等により、受診案内や医療情報等の情報発信を積極的に行うとともに、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、情報提供を適切に行うこと。